

大分県特定家畜伝染病防疫対策部の業務内容例

1 総括

- (1) 発生現地の情報分析を行うとともに防疫方針の決定、指揮
- (2) 本部長への報告並びに関係部局及び関係機関との連絡調整

2 管理予算班

- (1) 事業及び予算の執行に関すること
 - ア 対策に必要な経費の予算措置
 - イ 経費の配分及び出納事務

3 企画情報班

- (1) 広報に関すること
 - ア 広報広聴課、農林水産企画課と連携の下、広報活動（プレス作成）
 - イ マスコミとの調整（マスコミ対応室）
 - ウ 相談窓口の設置
- (2) 口蹄疫現地防疫対策部（以下「現地防疫対策部」という。）の情報収集に関すること
 - ア 現地からの情報収集
 - イ 映像の記録
- (3) 関係部局、農林水産部各課室、健康対策課との連絡調整
- (4) 家畜防疫作業従事者（家畜防疫員、作業従事者等）の動員計画作成及び確保

4 流通対策班

- (1) 家畜・畜産物・飼料等流通状況の調査及び調整

5 農家対策班

- (1) 法に係る移動制限区域内の農家への助成等に関すること
- (2) 農家経営等相談窓口の設置と対応

6 交通規制班

- (1) 疫学調査に関すること
 - ア 現地防疫対策部からの消毒ポイント候補地について土木建築部道路課、県警本部、防疫指導班との協議、決定
 - イ 消毒ポイント決定後、設置について現地防疫対策部との連絡・調整
 - ウ 消毒ポイントでの消毒作業委託

7 防疫指導班

(1) 防疫措置に関すること

- ア 現地調査及び現地防疫対策部の組織構成の確認
- イ 防疫マップにより移動制限範囲の決定及び告示
- ウ 移動制限区域内の例外措置に関すること
- エ 初動防疫資材の備蓄状況の確認、配備及び調達計画及び県内業者の在庫状況の確認
- オ 防疫方針及び防疫スケジュールの作成
- カ 廃棄物対策課並びに現地防疫対策部と死体処理方法の検討、決定
- キ 家畜伝染病予防法に係る畜産物の助成等に関すること
- ク 管理予算班と協力し、現地防疫対策部が行う重機・機材・オペレーターの手配への支援

(2) 防疫に係る農林水産省消費・安全局動物衛生課との連絡調整

(3) 関係機関、九州各県畜産主務課との連絡調整及び通知

8 病性鑑定班

(1) 備蓄・資材に関すること

- ア 備蓄防疫資材の管理及び調達
- イ 検査資材の確認、在庫調整

(2) 検査に関すること

- ア 病性鑑定に係る採材及び指示
- イ 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所（以下「動衛研」という。）への材料の持込。

(3) 疫学調査に関すること

- ア 動衛研と疫学関連項目の協議
- イ 調査項目、採材内容について現地防疫対策部へ指示
- ウ 防疫に関わるデータと画像集積